

令和6年3月7日

◎31番（坂本茂雄君） まず最初に、能登半島地震で犠牲になられた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

これから、南海トラフ地震対策に関する質問が続きますが、これまでの質問となるだけ重複避けながら、順次、質問をさせていただきたいと思います。

まず、知事は、能登半島地震を決して人ごとではない事態だと認識していると述べられていますが、我が事、自分事化して南海トラフ地震対策を進めていただきたいとの思いで、知事にお伺いします。

朝日新聞2月3日付けの「能登半島地震・知事アンケート」に答えられたことを踏まえてお聞きしますが、「今回の地震では、主に高齢化率50%前後の自治体で被害が拡大しました。高齢化や人口減少で、自治会や町内会などコミュニティの担い手が少なくなる中、災害時の住民による共助の仕組みが困難になっていると思うか」との質問に、「そう思う」と答えられ、「今後どのような対応が必要だと考えているのか」との問いには、「被害を減らすには地域での共助が重要だと考えている。そのため、本県では、共助の取り組みの一環として、市町村と連携して個別避難計画の作成を推進している。また、共助のかなめとなる自主防災組織について、担い手不足により活動が停滞している中山間地域に若い力を入れていくことが地域の支え合いの力を強化することになり、結果的に防災面でも大きな役割を果たす」と回答されています。

しかし、中山間地に限らず、若い力の住む都市部の地域でも、自主防災組織の担い手不足に頭を痛めている地域は多くあります。どのような若い力が、防災の担い手になると考えられているのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 南海トラフ地震が発生いたしました場合には、自主防災組織が共助の活動のかなめとなりますけれども、御指摘もありましたように、高齢化あるいはリーダーの担い手不足などによりまして、活動が停滞している地域も少なくないということだと思います。

この課題に対しまして、これも御紹介いただきましたように、中山間地域再興ビジョンによりまして、定着増加を図ろうとしております県外からの若い移住者の方々、あるいは、地域おこし協力隊の方々、例えば、こういった方々が防災の面でも地域の担い手になり得るというふうに期待いたしております。

さらには、職場の勧めなどもありまして、防災士の資格を取得しておられますけれども、地域の自主防災活動にはまだ参加しておられない、そういった防災士の方々もおられると伺っておりますので、こうした方々も担い手として考えられます。地域の防災活動への参

加をこうした方々にも呼びかけていきたいというふうに考えます。

さらに、このような方々に加えまして、特に、中山間地域で高齢化が進んでおりますと、60代でもまだまだ若手といったような地域も少なくないということだと思えます。そうした意味で、定年後も活動されている方々など幅広い年齢層の方に、この自主防災活動への参加を促しまして、新たな人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 今言われた方々が、ほんとに地域で、平時はその地域の支え合いの仕組みの中で頑張られる、そして、有事の際には、防災の担い手になっていくというふうなことをどうやって育成していくのか、それがこれから問われると思うんですね。そのところは、ぜひしっかりと育成していく取り込みを地域、地域で強化していただく、そのことを要請しておきたいというふうに思います。

知事は、来年度は先進的な取り組みを行う企業や団体を訪問するほか、若者と意見交換を行うなど、県政の重要テーマに関して話を聞くとのことですが、話を聞かれる重要テーマの中には、当然、南海トラフ地震対策も入っているとは思いますが、その場で訪問自治体ごとの災害リスクを丁寧にヒアリングし、防災まち歩きや協働の担い手との意見交換をし、南海トラフ地震対策第6期行動計画に市町村ごとの課題解決を図るための取り組みを盛り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎知事（濱田省司君） 2期目におきます、いわゆる「濱田がまいりました」におきましては、従来の市町村訪問に加えまして、新たに、先進的、ないしは、県政の課題解決につながる取り組みを行っております、企業施設などへの訪問も行いたいというふうに考えております。この市町村ごとの訪問におきますテーマでございしますが、市町村ごとに優先すべき課題は異なっておりますので、意見交換のテーマ、あるいは、現場訪問の視察先は現場市町村の実情が最もわかっております、市町村のほうの意向を尊重し、決定してまいっておりますし、今後も基本はそうした方向で考えたいと思えます。

そうした中で、市町村によって、この南海トラフ地震対策をテーマとして、意見交換、あるいは、現場訪問を行うということを希望される団体も当然あると考えますので、そうした団体については、市町村と具体的なやり方を調整していきたいと考えております。

網羅的に、市町村ごとの南海トラフ地震対策に関する課題解決を図っていくということに関しましては、引き続き、総合防災対策推進地域本部を通じまして、地域の声を聞き、また、実情を把握しまして、新たな行動計画への反映を行ってまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 地域本部を通じて聞かれるというのは、それはそれであり方とし

であるんだろうとは思いますが、知事自身がやはり直接聞くということは、私、大変重要ではないかというふうに思います。

そういった意味では、大変タイトな日程だとは思いますが、例えば、別日程をとってでも、この災害リスクを抱えた沿岸部の自治体は、ぜひ南海トラフ地震対策に関する住民の意見を聞きたいとかいうふうなことを、県の側も申し出て、市町村と意見調整をするとかいうことをする必要はないでしょうか、お聞きします。

◎知事（濱田省司君） 各市町村は、実情はさまざまだと思いますので、一律にということでは必ずしもないとは思いますが、私のほうでも、いろいろな形で、この南海トラフ地震対策関連のさまざまな分野での課題、県政の中でも直面いたしますので、必要に応じて、お話いただきましたような、県のサイドから、おたくの市町村でこういった話が聞きたいということも含めて、調整をしていきたいと思っております。

◎31番（坂本茂雄君） ぜひよろしくお聞きします。

次に、能登半島地震からは教訓化できない長期浸水対策と津波火災対策における本県の進捗状況について、お伺いします。

まず、長期浸水対策について、土木部長にお伺いします。

昨日、西内議員には、長期水域内の救助救出計画を見直す前提として、海岸・河川の堤防や道路等のハード整備の進捗状況を踏まえた再検証が今年度行われると、危機管理部長が答弁されていましたが、その再検証がおこなわれていると聞きます。何が要因なのか、お聞きします。

◎土木部長（荻野宏之君） 長期浸水の検証に当たりましては、最大クラスの津波が堤防を越えたときに、被害を受けた堤防がどの程度機能するかという点が、浸水範囲や止水・排水の日数を算定する上で、重要な要素となっております。

しかしながら、現在、その点につきまして、確立された評価方法がないため、堤防の形式など、評価に必要な条件設定に時間を要したところであります。

加えまして、有識者の助言を踏まえまして、東日本大震災での堤防の破壊事例について、情報を収集・分析する作業も追加されたところでございます。

このことにより、当初計画である本年3月の完了が困難となっている状況でございます。

◎31番（坂本茂雄君） 検証を終えて、結果を公表できる目途は、いつごろになる見込みか、あわせてお聞きします。

◎土木部長（荻野宏之君） 本年の5月末までに、検証結果を取りまとめまして、その後、6月に公表を予定してございます。

◎31番（坂本茂雄君） 続いて、津波火災対策について、危機管理部長にお伺いします。

高知タナスカ地区、中の島地区の石油・ガス施設の地震津波対策について、現状では、近隣地区住民にとって津波火災への不安が解消されておらず、県としても津波火災リスクの回避として、タナスカ地区の護岸かさ上げの詳細設計を行っており、調整ができれば、地域へ説明するとされていますが、目途はいつごろとなるのか、お聞きします。

◎危機管理部長（中岡誠二君） 現在、国と工事によって影響を受けるタナスカ地区の石油・ガス事業者との間で、施工の手順でありますとか、工事の支障となる配管設備の移設などについて、協議を行っているという状況でございます。

工事の施工時期については、こうした協議を経まして、国によって予算化がされ、決定するものというところでございます。その時期について国に確認しましたところ、早ければ令和9年度ということ聞いておりまして、地域の説明もそのころになる見込みでございます。

◎31番（坂本茂雄君） 早くても令和9年度、はい。ちょっと、もっと早くならないかなというふうな思いがしますけれども、ぜひ、調整等も加速化しながら進めていただきたい。現場は、大変な心配の種でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、中の島地区での対応はどのように考えられているのか、お聞きします。

◎危機管理部長（中岡誠二君） 中の島の護岸事業につきましては、県が、石油・ガス事業者との間で同じく施工の手順でありますとか、工事の支障となる配管設備などの移設などについて、協議をしております。

施工時期につきましては、こうした協議を踏まえまして、予算化して決定いたしますが、その時期は、早くても令和7年度以降ということでございます。説明もそのころになる予定でございます。

◎31番（坂本茂雄君） いずれにしても、この長期浸水対策、さらには、津波火災対策というのは、能登半島地震では起きなかった被害ではありますけれども、東日本大震災ではこれは起きている事例でありますので、ぜひ、それ以降もう13年たってるわけですから、もっともっと加速化していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

続きまして、広域避難について、知事にお伺いします。

今回の能登半島地震では、災害関連死を防ごうと、厳しい環境の被災地の避難所から、

石川県南部の宿泊施設などに移る2次避難などが取り組まれましたが、バスに乗るまで行き先がわからないとか、コミュニティごとの避難が困難であるとか、今までの教訓が生かされないなどの課題があったことも明らかになっています。

県内の避難者は21万6,000人と想定される中、避難所不足が大きな課題である高知市などでは、今まで以上に広域避難の必要性が改めて確認されています。県地域防災計画では、第2節広域避難対策の整備として、「大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、ほかの地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。市町村域を越えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行います」とされていますが、高知県の想定される実態を見たとき、一時的避難ではなく長期滞在を想定した広域避難の避難所・自治体の選択が急がれると思うのですが、どのように考えられているか、お聞きします。

◎知事（濱田省司君） 御指摘の広域避難の場合も含めまして、避難所におきましては、応急仮設住宅などが供給されるまでの間、長期間滞在していただくことも想定しなければならないと考えます。また、議員から御指摘ありましたように、もともと県内でも高知市を始めといたしまして、市町村単位で見ましたときに、避難所の収容能力が不足しているというところもございますので、そういった市町村におきましては、市町村の区域を越えた広域避難が必要とされるという状況でございます。

さらに申しますと、能登半島地震の実態を踏まえまして、現に備えていた避難所につきましても、ライフラインの途絶などによりまして、避難所として使えないといった結果、結果的に広域避難に頼らざるを得ないという場合が新たに生じてくるということも考えなければいけないと思っております。

そうしたことで、現在も、広域避難所の確保に努めておりますけれども、いずれにいたしましても、発災後、速やかに避難が実現できますように、長期滞在が可能な広域避難所を、できる限り多くの選択肢を確保していくとすることが必要だというふうに考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 先ほど、知事も言われたように、あらかじめ指定していても、それが実際には被災後避難できるかどうかということが問われますので、そういった意味では、多様に、そして、多く選択肢を構えておく、事前にそれをやっておくということが必要だというふうに思いますので、ぜひ、その辺は強化していただきたいというふうに思います。

そして、この1月に、高知総合防災訓練の中、高知市下知地区と仁淀川町の間で、広域避難訓練が行われました。この訓練を通じて、被災地域と避難先としての事前交流の必要性が認識されています。

今後とも、広域避難を実効性のあるものとして、事前交流によって、避難者と受け入れ先住民の顔の見える関係を築いておくことが、平時の地域間交流による地域活性化にもつながりますし、発災時の円滑な広域避難にもつながることとなる事前交流に対する支援のあり方について、お伺いします。

◎知事（濱田省司君） お話がございましたように、防災の活動に関しましては、平素から顔の見える関係性の構築ということが、重要なポイントの1つだと考えます。

したがって、お話ありましたような交流を通じまして、避難先との意見交換あるいは訓練などを通じて、事前に交流を行うということは意義があることだと考えます。

このことは、発災時におきます住民同士の安心感につながりますとともに、災害への対応力の向上、さらには、交流人口の拡大により経済活動化・経済活性化といった効果も期待できることだと考えます。

このため、自主防災組織などが広域避難に関する研修会や訓練などを行いやすくするということを考えまして、引き続き、県といたしましても、地域防災対策総合補助金によります財政的な支援を行ってまいりたいと考えます。

また、御紹介いただきました先進的な取り組みの1つであります、高知市の下知地区と仁淀川町の事例につきましては、他の市町村にも紹介をいたしまして、いわゆる横展開につなげてまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 取り組みの有用性については、知事も御認識いただいているということで、ただ、それに対する支援のあり方としては、総合防災補助金です。これは、よくあるパターンなわけですがけれども、自治体によって、総合防災補助金の使い方が多少ありますので、そこは柔軟性があるということにはなるんですけれども、やはり、いろんな日ごろの自主防災会活動の上限に加えて、こういった新たないろんな取り組みが加わってくるときに、それをさらに上乗せしていくとかいうようなことなんかも、1つの方法でありますよということを、ぜひ自治体のほうにも、そういった助言などもしていただければと思います。

続きまして、避難所等における生活環境の整備としてのトイレ対策について、林業振興・環境部長にお伺いします。

能登半島地震で、断水・停電・下水管の断裂という状況の中で、避難所における生活環境の整備の面で、改めてクローズアップされたのが、トイレ問題であります。熊本地震での調査によりますと、発災後3時間以内にトイレに行きたくなった人が38.5%、6時間以内で72.9%だったと言われており、水を飲むより早くトイレに行きたくなるという状況に迫られたとのことでした。

珠洲市で支援されている高知市などと災害時支援協定を締結されているピースウィンズ・ジャパンの職員の方に2月段階で聞かせていただいたお話では、支援者が排泄した便も、被災地から帰省する際に持ち帰っている、そういう現状がある。また、トイレトレーが被災地に届き、うれしそうに使用していた被災者の皆さんの姿がテレビ画面に写っていたのを、皆さんもご覧になったと思いますが、そのトイレトレーの災害派遣トイレネットワーク「助け合いジャパン」の矢野忠義さんらの話を、3月4日にオンラインで聞かせていただきました。

誰もが使いたくないような避難所の汚物まみれのトイレ、高齢者が避難所で排泄を我慢して体調を壊して救急車で運ばれる姿、市立輪島病院の医師はオムツ着用で働いており、女性や子供たちは暗闇の中の仮設トイレに怖くていけないという状況を見ると、避難所や災害拠点でのトイレ確保は命と尊厳を守る人権問題だと、改めて痛感させられました。

本県として、今回の能登半島地震を踏まえて、トイレ確保やその運営対策をどのように強化するのか、お聞きいたします。

◎林業振興・環境部長（武藤信之君） 避難所でのトイレ対策といたしましては、発災直後の一時的な利用を想定して、備蓄が可能な携帯トイレや簡易トイレなどの活用と、その後の一定期間の使用を想定した仮設トイレの設置がございします。

携帯トイレなどにつきましては、各市町村において備蓄が進められているところであり、今後、その取り組みができるだけ加速化されるよう働きかけてまいります。

また、仮設トイレの設置に関しては、避難所ごとの必要基数や設置後のし尿の回収について、市町村のし尿処理計画で整理しておくことが必要と考えております。

このため、現時点で計画書が未策定の市町村に対しまして、個別の相談対応などを行い、来年度中の策定につながるよう、支援してまいります。

また、避難所でのトイレの運用につきましては、今回の能登半島地震においては、衛生管理や悪臭といった課題が報道されているところでございします。

このため、既に整備されている避難所運営マニュアルにつきましても、トイレの使用方法や使用後の携帯トイレの管理方法などの充実や、訓練などを通じて、運営の実効性を高めていくよう、市町村にも働きかけてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 南海トラフ地震対策の本部会議のときにも、この問題は課題になっているというふうにお伺いしています。

今年度中には、トイレ計画の策定を完了させるということですが、ぜひ実効性のある計画になるように、そういうふうにし町村と連携をとっていただきたいと思います。

避難所に避難した後、このトイレ問題がどう円滑に運営されるかによって、その避難生

活がどういうふうになっていくか、続いての災害関連死までつながる可能性もあるというふうに思いますので、ぜひ、そういった視点をもって取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ただ、そういった中で、長期浸水域内の津波避難ビルなどでは、避難者が使用した簡易トイレの便袋などを、長期にわたって建物内に大量に保管するという、そういった事態を迎えることとなります。この津波避難ビルなどにおける便袋の回収などについては、どういう検討がされているのか、お聞きします。

◎林業振興・環境部長（武藤信之君） 津波避難ビルなどの緊急避難場所で発生するごみは、各家庭で排出されるごみと同様の取り扱いとなります。議員御指摘の避難者が使用した簡易トイレの便袋については、可燃ごみに該当するため、原則として、可燃ごみステーションに排出していただくなど、市町村ごとのルールに沿って対応していただく必要がございます。

例えば、津波避難ビルの指定数が多い高知市では、被災状況に応じて、浸水が解消され、道路啓開ができた箇所から、順次、腐敗性の高い可燃ごみから回収を行う計画であると聞いております。

この状況を踏まえますと、長期浸水区域内の対応を含めて、ごみ回収が開始されるまでの間の便袋などの回収方法について、課題もあると考えられます。

このため、今後、危機管理部とも連携いたしまして、高知市を始めとする市町村と、こうしたことについて協議してまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 前段の答弁でしたら、私、全然納得いきませんでした。けれども、最後に課題はあるという認識ということですので、その課題を解消するために、早急に対応していただきたいということを申し添えておきたいと思います。

続きまして、事前復興まちづくり計画の地区別計画の具体化について、知事にお伺いします。

高知市を始め、沿岸地帯では、南海トラフ地震発生後、早急に復興事業に着手するための事前復興まちづくり計画策定に向けた取り組みを始められています。自治体の計画が策定された後には、対象地域の現状分析及び課題抽出や土地利用の検討など、地区別事前復興まちづくり計画が作成されることとなります。

知事は、提案説明で、事前復興的な考え方に立って、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化といった防災対策を進めるために必要な財源確保対策の強化などについて、国に対して積極的に政策提言をすと言及されましたが、各自治体で、これから策定される事前復興まちづくり計画の地区別計画につきましても、前倒しで具体化できるような財源確保もす

るべきではないかと考えますが、お聞きします。

◎知事（濱田省司君） いわゆる事前復興のまちづくり計画につきまして、地域住民の皆さんと議論を進める中で、例えば、高台移転に対します地域の機運が高まりまして、事前の移転について具体的な検討が進むということが、今後想定されると考えます。

現在、防災集団移転促進事業と言いました国の補助によりまして事前に実施できる事業もございますけれども、採択に必要な地元同意の要件に難しさがあるといったことから、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況にあると考えます。

そのため、この事業につきまして、全国知事会などを通じまして政策提言を行ってまいりました結果、一定の要件緩和も図られているところでございます。

こうした事業を活用いたしまして、事前に事業を実施しようとする市町村に対しましては、その声を聞きながら、県として技術的なアドバイスを行いたいというふう存じますし、さらには、事前復興のまちづくりの議論が進捗する中で、より具体的なニーズも顕在化してくるということだと考えます。こういったものを踏まえまして、十分な財源の確保を含めまして、必要に応じまして国への政策提言を行ってまいりたいと考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） ぜひ、国への提言、少しずつ具体化しているということなんですけれども、もっともっと事前に対策をすることが、事後の復興をいかに早めていくかということにもなりますし、そのことが災害そのもの、被害そのものを少なくしていくということにもつながると思いますので、今後とも取り組みをよろしく願いしておきたいと思っております。

続きまして、物資の備蓄をより住民に近い場所に分散備蓄させることについて、危機管理部長にお伺いします。

「食料などについては、国からのプッシュ型支援が4日目以降になることを踏まえ、県と市町村では、令和9年度までを目標に3日分の備蓄に取り組んでいる」とのことですが、最悪を想定すれば、3日分どころか、1週間分以上の備蓄が必要かもしれないことは想定しておくべきだと思われまます。

その上で、物資の備蓄についても、「道路の寸断などにより必要な支援が行き届かなくなることが懸念されるため、県の備蓄を市区町村の備蓄施設などに分散する取り組みを加速することに加え、市町村においても、地域の避難所や防災倉庫といったより住民に近い場所への備蓄が進むよう支援を行う」と、提案説明の中で知事は言われましたが、民間の津波避難ビルなどにも分散備蓄すべきと考えますが、どのレベルまで行うのか、危機管理部長にお尋ねします。

◎危機管理部長（中岡誠二君） 高知市の長期浸水エリアでは、津波避難ビルなどに、居住者・避難者が一定期間取り残されるということは、議員のお話のあったとおり想定されます。高知市では、今、津波避難ビルに水やトイレなどの備蓄を進めていると聞いておりますが、ただ、スペース問題があつて、なかなか進まないという、そういう課題も聞いてございます。

長期浸水エリアの津波避難ビルも含めまして、孤立が想定される地域などの住民に物資が確実に届くように、市町村の分散備蓄、いわゆるより住民に近いところに物資が備蓄できるように、市町村とともに進めていきたいというふうに考えています。

◎31番（坂本茂雄君） 随分議論されているんですけども、先ほど言われたスペースの問題などがあつてできないという実態もあるのは事実です。そういう中で、何ができるのかということ、ぜひ、市町村のほうも現場と一緒に考えていけるように、また、その事例としてアドバイスできることがあれば、県としてもアドバイスしながら進めていただきたい。方向性は、今回打ち出された方向性はいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういった長期浸水エリアで、一定期間在宅避難を強いられる集合住宅では、断水停電などライフラインの途絶の中で、在宅避難手法の支援を強化することが求められています。東京都では、災害による停電時でも自宅での生活を継続しやすい要件を満たしたマンションには、東京とどまるマンションとして登録されたマンション管理組合などを対象として、蓄電池や非常用発電機の確保の拡充補助が検討されています。

本県においても、長期浸水エリアで一定期間在宅避難を強いられる集合住宅に対して、公助の支援策を講じる必要があるのではないか、お尋ねします。

◎危機管理部長（中岡誠二君） 現在、自主防災組織として持ち運びができる小型の発電機や蓄電池を整備する場合は、市町村と連携しまして、地域防災対策総合補助金で支援をさせていただきます。

一方、お話のありました東京都の例でございますけれども、マンションなどにおいて給水ポンプなどを稼働するために必要な発電機とか蓄電池を整備する場合、大型で費用も高額となると、現在の補助金では対応できないということは考えられます。

このため、その必要性や支援のあり方につきまして、市町村と協議していきたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、先日も、高知市で災害ケースマネジメント研修の講師をされた大阪公立大

学院文学研究科人間行動学専攻、菅野拓准教授らによって提唱されています、災害対応ガバナンスという概念について紹介しながら、そのあり方について、知事にお伺いいたします。

災害対応ということを考えてとき、たまにしか起こらない災害に対して、平時に適応した組織体制をとっている地方自治体が災害対応を行うということは、まれなことで慣れていない仕事に対し、初めて対応しなければならないということになる場合が多いと思われます。災害ごとに生じてきたその際の混乱を回避するためには、自治体だけで災害対応に立ち向かうのではなく、営利企業やNPO等のサードセクターの組織といった自治体以外の担い手も、活動するための体制や財源の公的な根拠をもって自律的に災害対応に参画する「災害対応のマルチセクター化」や、普遍的なものになった社会保障の制度体系の中に被災者支援を位置づけて、平時の社会保障の担い手たちが被災者支援を行う「社会保障のフェーズフリー化」によって対応することが求められています。

そこでは、さまざまな担い手はその得意技に応じて自発的に対応し、その活動を調整することによって、協働して災害対応を行うことが促されます。災害救助法を中心として、戦後すぐに定まった基本的な役割分担を現代にあうように見直し、不得意な仕事までこれ以上自治体に押しつける災害対応をやめ、さまざまなアクターが得意技を発揮できる、いわば、餅は餅屋の災害対応を日本社会に生み出さなければならないというものが、災害対応ガバナンスの概念であるというふうに思っています。

私は、高知県がこの間取り組んできた受援力を発揮させるためにも、平時から自治体・住民・サードセクターの顔の見える関係づくりの中で、連携の仕組みが築かれておくことによって、平時の多様な行政サービスの提供や災害時の即応体制の確立が図られることになるものと思っています。

知事は、被災者の利益のために、国・都道府県・市町村・営利企業・サードセクターの組織といった災害対応を実施するさまざまなアクターを規律づけるメカニズムとしての災害対応ガバナンスをどのように考えられますか、お聞きします。

◎知事（濱田省司君） 災害時の応急活動を考えましたときに、いわゆる命を守る発災直後の局面の、例えば、人命救助などの場面におきましては、警察・消防といった行政による活動が中心になるものと考えられまして、民間に委ねられる活動は限定的ではないかというふうに考えます。

一方で、次の命をつなぐ、あるいは、生活を立ち上げるという局面に至りまして、特に、活動の中心が被災者生活支援というところに比重を移していく、こういう局面では、お話がありましたように、できるだけ多くの民間の力を借りて、この活動を行っていくというのが合理的ではないかという考え方は、私としても理解できるところでございます。

しかし、南海トラフ地震で担い手も被災している中で、このニーズのほうは集中して発生するという事だと思いますので、特に、中山間地域などでサービスの担い手となる民間の主体が十分に確保できるかというのが、お聞きした中で、やや心配になった点でございます。

こうしたことを考えますと、必要なサービスが民間の主体化で十分に供給できない場合に、いわゆるセーフティネットをどう構築して動くかという問題でありましたり、そもそも大枠は行政で設定した中で、財源の保証もした中で、民間の自立的な活動を活用していくということだと思いますけれども、この行政と民間の役割分担のルール、これをどううまくあらかじめ設定できるかと、こういった課題もあるのではないかとというふうに考えるところでございます。

御紹介いただきました菅野准教授は、内閣府の検討会の委員もされているというふうにお聞きしておりますので、検討会でこうした課題などを踏まえて、効率的で質の高い被災者支援のあり方の検討が進むことを、私としても、期待しているところでございます。

◎31 番（坂本茂雄君） 実は、たまたま昨夜のNHKのクローズアップ現代、これに、菅野准教授が出演されておりました。そこで言われていたのは、やっぱり平常時の専門性を被災者支援に生かす新たな公助の仕組みではないのかと、こういったことが、いようなお話もされておりました。

しかし、その中で、知事が心配されるのは、中山間の支援者がどれだけ提供できるのかというような問題もあろうかと思えます。そういった意味では、今回の能登での、ああいいう孤立した集落に対する支援のあり方なんかが、また1つの教訓になってこようかと思えます。

実は、この菅野准教授、石川県の復旧復興アドバイザリーボードの委員にもなられました。そういったことも含めて、いろんなこれまでの災害の支援のあり方の教訓が生かされていく中で、新たな公助の仕組みの1つとして、この災害対応ガバナンスというのがあろうかと思えますので、また、ぜひ、知事のほうでも御検討いただけたらというふうに思えます。

続きまして、福祉避難所開設の条件整備について、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

読売新聞の調査では、能登半島地震において、7市町で最大86カ所の災害時要配慮者が避難可能な福祉避難所を開設するはずだったが、1月17日時点で20カ所にとどまったことを始め、福祉避難所の脆弱性が明らかになったことも、今回の特徴だと言えます。

高知県における福祉避難所は、県全体で必要な1万7,184人分に対し、指定は、令和5年9月末時点で1万500人分。特に、高知市では必要な1万2,544人分に対して、7,279

人分が不足している状況にあります。

県も、能登半島地震を受け、未指定の施設に対する指定意向調査や理解を深めていただく周知を図り、令和6年度中に改めて指定促進に向けた市町村の取り組みを後押ししていくとされています。

本県において、現状では量の確保が優先はされるのですが、いざというときに、福祉避難所としての機能を維持し、開設できる施設でなければならないと考えますが、部長、どのようにお考えでしょうか。

◎子ども・福祉政策部長（山地 和君） 福祉避難所は、一般の避難所で生活が困難な高齢者や障害のある方などを受け入れる施設であるため、福祉避難所としての機能を維持するためには、専門的な人材の確保が重要となってまいります。

そのため、県では、平時から社会福祉施設の団体等と連携を図るとともに、県が調整役となり、県内の社会福祉施設間の相互応援に関する協定を締結しております。また、広域的な人材確保につきましては、災害派遣福祉チームいわゆるDMATの県外からの受援体制や全国知事会等を通じた応援要請の体制を整備してきたところです。

今回の能登半島地震では、新たに、全国の社会福祉施設間での応援体制が構築されており、このような新たな動きも踏まえまして、国と連携して、より実行性の高い応援体制の構築を図ってまいります。

加えて、福祉避難所には、地域の方々の協力も必要となることから、民生委員・児童委員や自主防災組織、地域住民等が参加する訓練の実施を後押しすることで、発災時における福祉避難所の機能を維持し、開設できる体制づくりを支援してまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 全国からの受け入れのそういう仕組みができたことは、今回の1つのあれだとは思いますが、ただ、そういった受け入れができるかどうかというのが、災害時の問題だろうというふうに思います。できるだけやっぱり、自前で育成していくということも大事だろうと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

続きまして、災害関連死のうち、発災時に、障害者手帳を持っていた人の割合が、東日本大震災で21%、熊本地震では28%だったことが共同通信による自治体への調査でわかっております。障害者や高齢者の比率が高い災害関連死は、福祉避難所不足などによる影響も大きいと思われまます。福祉避難所と災害関連死の関係を踏まえて、高知県として、災害関連死を起こさないためにどのような対策を必要と考えているか、お聞きします。

◎子ども・福祉政策部長（山地 和君） 災害関連死を防ぐためには、避難生活の中で、高齢者や障害のある方など配慮が必要な方の体調などの変化にいち早く気づき、適切な対

応をとることが重要となってまいります。福祉避難所おきましては、一定数の専門的な人材が確保されているため、災害関連死の防止に一定の効果があると考えております。配慮が必要な方が福祉避難所で適切なケアが受けられるよう、福祉避難所の開設や機能の維持に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

また、避難生活において配慮が必要な方は、日ごろから福祉サービスを利用されている方が多いため、ケアマネージャーなど福祉専門職が業務を再開できれば、避難生活における心身の状態を把握することができ、災害関連死を防ぐことにつながってまいります。

県としましては、関連団体等と連携し、災害時において速やかに事業を継続するためのBCP、業務継続計画の策定を支援するなど、介護福祉事業者が早期に福祉サービスを再開できる体制づくりを後押ししてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 今年度末が、介護事業所のBCP策定の期限になっていますけれども、どんな状況になっているか、また年度改めて、お聞きもしたいと思います。

以上、南海トラフ地震対策に関するやりとりを踏まえまして、最悪の事態を想定した南海トラフ地震対策への決意について、知事にお伺いします。

宗崎益輝神戸大学名誉教授は、地区防災計画学会誌第28号の巻頭言で、「能登半島地震について想像力をたくましくすれば、お正月に大地震が起きることも、過疎地で震度7が起きることも、諸事情で外部支援が全く受けられないことも、火災で密集地が丸焼けになることも予想できた。起きてほしくないという思いが、最悪の事態を想定させなかったのだ。そのことが、事前の防備をおろそかにさせ、深刻な被害を招いたと言ってよい」と指摘されています。私たちにとっては、首都直下地震が起き、東南海地震が連続して発生し、そこに大型台風が襲来している最中に、南海トラフ地震が発生するなどということは起きてほしくないという最たる事象でもあります。

そのような最悪の事態を想定もせず、事前の防御をおろそかにしていたら、深刻な被害を招くことになるのではないかと懸念せざるを得ません。

今後の取り組みについて、最悪の事態を想定して取り組みを強化していくことへの知事の決意をお伺いします。

◎知事（濱田省司君） 御指摘ありましたように、例えば、南海トラフ地震と風水害、あるいは、他の地域での地震などといった大規模な災害が前後して起こる。あるいは、今回のように、お正月休みという非常に厳しい状況のときに発生するということは、当然起き得るものと想定しておかなければならないと考えます。

ただ、そうした大変厳しい状況での災害が発生した場合には、人員や資機材に限られるという中で、全てに行き届いた十分な対応を行うことは、現実としては困難を伴うものと

いうふうに考えます。

このため、まずは、個別の災害に対応できますように、それぞれの災害に応じた計画やマニュアルなどの実効性を高めておく、このことの積み重ねが必要であると思います。

その際には、安全の追求に終わりはない、防災対策に終わりはないという考え方に立ちまして、絶えず、その前進を図っていく、進化を図っていくという姿勢で、バージョンアップを図っていくという取り組みが必要だというふうに考えております。

その上で、いざ、こうした非常に厳しい災害が発生したというときには、その状況に應じまして、対応の優先順位をつけながら、県民の皆さんの被害が極小化できますように、全力を尽くして対応してまいる覚悟であります。